

介護保険の利用者負担軽減などのお知らせ

● 居住費や食費の負担軽減

介護保険負担限度額認定証の交付を受けることで、利用者負担額が軽減されます。現在、認定証が交付されている人も7月31日(土)で有効期限が切れますので、引き続き利用するには再度申請してください。

対象サービス 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設、ショートステイ

申請方法 申請書、同意書および預貯金などの口座残高の写しを介護高齢課介護保険係、または白沢・利根支所生活係へ

その他 次に該当する場合は対象外
世帯内に市民税が課税されている人がいる／預貯金などが単身 1,000万円、夫婦 2,000万円を超えている／世帯分離している(住民票上世帯が異なる)配偶者に市民税が課税されている

対象要件と基準費用額(日額)

対象要件	居住費など				食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
老齢福祉年金の受給者、または生活保護の受給者で、世帯全員が市民税非課税の人	820円	490円	490円(320円)	0円	300円	300円
★世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円(420円)	370円	390円	600円
★世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円	1,000円
★世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額が超120万円超の人	1,310円	1,310円	1,320円(820円)	370円	1,360円	1,300円

※()内の金額は、介護老人福祉施設、短期入所生活介護の従来型個室を利用した場合
※★は非課税年金(障害年金・遺族年金)の収入額を含めます

● 社会福祉法人施設の負担軽減

県が指定した社会福祉法人が運営する施設などでサービスを受ける場合、生活が困難な人に対して利用者負担額が軽減されます。

対象サービス 短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護(以上、介護予防を含む)、訪問介護、通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護福祉施設サービス、訪問型サービス、通所型サービス

申請方法 申請書と収入や資産、扶養状況に関する申告書を介護高齢課介護保険係へ

対象になる人の基準	軽減割合
老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税、または免除されている(生活保護受給者を除く)	50 / 100
世帯全員が市民税非課税、または免除されていて、次の①～⑤の全てに該当する人(生活保護受給者を除く) ①年間収入が単身世帯150万円以下で、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること②預貯金や有価証券などの額が単身世帯350万円以下で、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること③日常生活のために必要な資産以外に利用できる資産などを持っていないこと④負担能力のある親族などに扶養されていないこと⑤介護保険料を滞納していないこと	25 / 100
生活保護受給者の個室の居住費(滞在費)のみ	100 / 100

● 居宅サービスの負担助成

収入が少なく、特に生活が困難な人が介護保険の居宅サービスを利用する場合、利用者負担の助成を行います。

助成期間 申請月から来年6月末日

助成額 対象サービスの自己負担額の2分の1

申請方法 申請書と世帯の収入に関する届出書を介護高齢課介護保険係へ

対象要件	対象サービス
市内に住所があり、次の①～⑤の全てに該当する人 ①介護保険の要介護(要支援)認定者、または総合事業対象者②生計を同じくする世帯全員が市民税非課税であること③世帯の前年分の収入が生活保護基準を下回るか、それと同程度と認められる世帯であること④被保険者本人に課せられている保険料などを滞納していないこと⑤資産を活用しても、なお生活が困窮の状態にあること	訪問入浴介護/訪問看護/訪問リハビリテーション/通所リハビリテーション/短期入所生活介護、短期入所療養介護/福祉用具貸与、認知症対応型通所介護/小規模多機能型居宅介護 ※上記は介護予防を含む 訪問介護/通所介護/定期巡回・随時対応型訪問介護看護/夜間対応型訪問介護/地域密着型通所介護/看護小規模多機能型居宅介護/訪問型サービス/通所型サービス

問合せ 介護高齢課介護保険係 ☎内線 3 1 4 7、3 1 4 8

介護、福祉に関することはお気軽に 在宅介護支援センターへ相談を!

問合せ 介護高齢課長寿支援係 ☎内線 3 1 5 1・3 1 5 2

在宅介護支援センターは、専門の相談員が高齢者を在宅介護する家族やひとり暮らし高齢者の相談を受け、必要な福祉や介護サービスなどを受けられるよう関係機関と連絡調整を行っており、各中学校区により受け持ちを分担して、電話や面接などでの相談に応じています。

沼田市在宅介護支援センターきぎょう(横塚町 957-2/☎ 23-8816) 沼田・池田中学校区	沼田市在宅介護支援センターゆうゆう・うちだ(久屋原町 345-1/☎ 22-8400) 沼田南・東中学校区	沼田市在宅介護支援センター花の苑(戸鹿野町 375-1/☎ 22-8811) 沼田西・薄根中学校区	沼田市社会福祉協議会在宅介護支援センター(白沢町平出 135-1/☎ 53-2722、利根町大楊 1085-3/☎ 56-4606) 白沢・利根・多那中学校区
---	--	--	--



なかやま みこ 相談員



ほんだ まさみち 相談員



うちだ ひろみ 相談員



わたなべ ゆき 相談員



ましも さちえ 相談員

令和5年度までの介護保険料が確定しました

介護保険料は、今後の3年間で1期として介護サービスがどのくらい必要になるのかを推計し、65歳以上の人口などにより基準額が算定され、世帯の課税状況や本人の収入、所得に応じた段階区分により年額を決定しています。

問合せ 介護高齢課介護保険係 ☎内線 3 1 4 6

所得段階	該当要件	調整率	令和3～5年度保険料
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の人	基準額×0.30	22,400円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が120万円以下の人	基準額×0.45	33,700円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、上記に該当しない人	基準額×0.70	52,400円
第4段階	本人が市民税非課税かつ同一世帯内に市民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の人	基準額×0.90	67,400円
第5段階	本人が市民税非課税で、同一世帯内に市民税課税者がいる人	基準額	74,900円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	89,800円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	97,300円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50	112,300円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	基準額×1.70	127,300円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上の人	基準額×1.90	142,300円

※4月1日現在で65歳以上の人は4月1日、年度途中で65歳に到達した人は65歳到達日が賦課基準日です
※老齢福祉年金は、明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や他の年金を受給できない人に支給される年金です
※第1～3段階の保険料は、公費負担による軽減措置後の数値です